

## 5 生活・環境

### (1) 廃棄物・リサイクル分野

#### 中間処理前における廃棄物の選別【平成20年度措置】

廃棄物処理法においては、廃棄物の選別を行う行為は廃棄物の処理に当たることから、廃棄物処理業許可を取得した上で行う必要がある。その際、排出事業者とあらかじめ委託契約において合意していれば、処理業者が収集運搬、処理の段階で選別した有価物については処理業者の意思で売却することが可能であり、無価物については、排出事業者が性状ごとに指定した最適な処理業者で処理することが可能である。

しかしながら現状では、廃棄物処理業者がかかる処理が現行法で可能であると認識しておらず躊躇する事例もあるため、適正かつ効率的な廃棄物処理及び再生利用を促す観点から、可能であることを周知する。( 環境ア )

#### 在宅医療廃棄物の適正処理【平成20年4月を目途に措置】

家庭から排出される一般廃棄物である在宅医療廃棄物の取り扱いについて、平成17年に「在宅医療に伴い改定から排出される廃棄物の適正処理について」が通知されており、[1]注射針など鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する、[2]その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する、という方法が望ましいとしている。この通知後の追加調査によると、処理の適正化には一定の成果が上がっているが、依然として処理の実態を把握していない自治体が多く存在することから、適正な処理に向けた課題の解決方法を検討し、手引集を作成するなどして自治体に対して周知する。

( 環境ア )

#### 広域認定制度における他社製品の回収について【平成19年度措置済】

広域認定制度は、製造事業者等が「製造加工又は販売を行った製品」を自ら適正に処理する場合に、大臣認定の下で廃棄物処理業の許可を不要とするものであり、自社製品（回収の際にやむを得ず一部混合してしまった同一性状の他社製品を含む。）に限って処理が認められているところである。

ただし、現行法においても、製造事業者等が共同して広域認定の申請を行う際は、自社製品でなくとも共同申請事業者の製品については、当該製品の基礎情報及び処理情報等の共有化を図ることを前提として、処理することが可能である。

また、相手先ブランド名による製品製造（いわゆるOEM）による製品について

は、実際の製造業者が回収することは現行制度でも原則として可能である。

しかし、上記について現行可能である事を認識していない事業者も多いことから、現行制度でも可能であることを必要に応じて周知する。( 環境ア )

### **廃棄物処理法上の行政手続及び書類の電子化・効率化【平成 19 年度検討、結論を得次第措置】**

廃棄物処理法上の許認可については、現在先行許可証の活用が図られているところであるが、審査の効率化及び添付書類等の削減のさらなる推進のため、住民基本台帳ネットワークの導入も含め、許可申請や許可情報の電子化、許可更新の効率化及び地方公共団体間におけるそれらの情報の共有化について、関係省庁と調整の上、事業者や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討を行う。( 環境ア b )

## **( 2 ) 地球温暖化対策関連**

### **京都メカニズムを活用した排出量取引等における環境整備**

京都議定書に基づく二酸化炭素排出削減の取組に関して、国や企業は自助努力に加えて京都メカニズムを活用して C E R ( Certified Emission Reduction ) 等の算定割当量 ( 地球温暖化対策の推進に関する法律 ( 平成 10 年法律第 117 号 ) 第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下、「京都メカニズムクレジット等」と言い、京都メカニズムクレジット等の取引を「排出量取引」という。) を購入することが見込まれる。2008 年からの第一約束期間が迫り、国別登録簿の運用も開始される中、京都メカニズムクレジット等に関する取引内容や実際の会計処理などの取扱い等に係る情報が不足しているとの意見がある。

### **ア 排出量取引の会計上の取扱いの明確化【平成 19 年度検討開始、適宜措置】**

現在、京都メカニズムクレジット等に係る会計基準については、企業会計基準委員会によって実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(2006 年 7 月 14 日改正) が策定されており、当該実務対応報告に記載のない事項については、現行の他の会計基準にしたがって会計処理することとなる。しかしながら、京都メカニズムクレジット等が実態の分かりにくい資産である事からも、京都メカニズムクレジット等を購入している各事業者は個別の会計方法を十分に認識できていない、という指摘がある。

したがって、京都メカニズムクレジット等の会計処理については、今後、実務上の取扱いについて関係省庁間で情報を共有しながら具体的な課題の把握に努めて、それを企業会計基準委員会に提示するなど情報提供に努める。

( 環境イ )

#### **イ 排出量取引の取扱いの明確化【平成 19 年度検討開始、適宜措置】**

排出量取引に係る税務上の取扱いについては、売買取引に係る印紙税の課税・不課税の判断基準について国税庁の迅速な対応によってその取扱いが公開されたところである。

今後、実際の取引が活発化することを踏まえて、排出量取引について、引き続き関係省庁間で情報を共有しながら取引の実態の把握に努め、これを踏まえた実務処理等の在り方について検討を進める。( 環境イ )

#### **ウ 排出量取引にかかる情報提供の推進【平成 19 年度措置済】**

京都メカニズムクレジット等に関しては、新たな資産・概念ということもあり、その取扱い等については、まだ国民に対して定着するほど理解が深まっていないとの指摘がある。今後、排出量取引は、限られた事業者のみでなく、さらに多くの団体・企業へ広がる見込みが大きい。

したがって京都メカニズムクレジット等に関する疑問等に対して、生活者から企業の担当者までが必要な情報に幅広くアクセスできるよう、環境省等のウェブサイト等を有効に活用し、適切な情報や情報源を一元的に掲載するよう措置する。

( 環境イ )